（雇用対策法施行規則の一部改正）

第二条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

五級	1　視力の良い方の眼の視力が〇・二かつ他方の眼の視力が〇・〇二以下のもの 2　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3　両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4　両眼開放視認点数が七〇点を超えかつ一〇〇点以下のもの 5　両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	（略）
六級	視力の良い方の眼の視力が〇・三以上〇・六以下かつ他方の眼の視力が〇・〇二以下のもの	（略）
七級		（略）
備考	（略）	

改正前

五級	1　両眼の視力の和が〇・一三以上〇・二以下のもの 2　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの （新設） （新設） （新設）	（略）
六級	一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもので、両眼の視力の和が〇・二を越えるもの	（略）
七級		（略）
備考	（略）	

（傍線部分は改正部分）

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第三条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表（第二条関係）

一　視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）が〇・〇七以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

二～十七　（略）

改正前

別表（第二条関係）

一　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）の和が〇・〇八以下のもの

二～十七　（略）

（傍線部分は改正部分）

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表第二（第百十条関係）

一　視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）が〇・〇七以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

二～一七　（略）

改正前

別表第二（第百十条関係）

一　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）の和が〇・〇八以下のもの

二～一七　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第一条、第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）

一　次に掲げる視覚障害で永続するもの

イ　視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）が〇・〇三以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

改正前

別表第一（第一条、第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）

一　次に掲げる視覚障害で永続するもの

イ　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力によつて測つたものをいう。）の和が〇・〇四以下のもの